

第二分冊 第七編～第十四編

目 次

第七編 児童手当及び高齢者福祉関係	
児童手当法	二〇〇三
児童手当法施行令	二〇〇七
平成二十四年度における平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用する児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法並びに児童手当法に基づき一般事業主から徴収する拠出金に係る拠出金率を定める政令	二〇一三
児童手当法施行規則	二〇三
平成二十一年度等における子ども手当の支給等に関する法律	二〇四
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律	二〇五
特別措置法	二〇六
児童扶養手当法	二〇七
特別児童扶養手当等の支給に関する法律	二〇八
子ども・子育て支援法（抄）	二〇九
高齢者の医療の確保に関する法律	二一〇

高齢者の医療の確保に関する法律施行令	二三三
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	二五五
介護保険法施行令	二三九
介護保険法施行規則	二六三
介護保険法施行規則	二六三
労働組合法	二五九
労働組合法施行令	二六三
労働關係調整法施行令	二六四
労働委員会規則	二六七
中小企業退職金共済法	二七五
勤労者財産形成促進法	二九三
会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	二七六
会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則	二七七
分割会社及び承継会社等が講ずべき当該分割会社が締している労働契約及び労働協約の承継に関する措置の適切な実施を図るために指針	二七八

第八編 労 政 関 係

第九編 労働基準関係	
労働基準法	二七七
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（抄）	二七九

労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	二七三
労働基準法施行規則	二七三
働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（抄）	二九〇
労働基準法第十八条第四項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令	二九一
労働基準法の災害補償に相当する給付に関する法令を指定する省令	二九三
労働基準法第十二条第七項の規定に基づく日日雇い入られられる者の平均賃金	二九五
労働基準法第十二条第一項乃至第六項の規定によつて算定し得ない場合の平均賃金を定める件	二九五
労働基準法第十四条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準	二九六
労働基準法第十八条第四項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令の一部を改正する省令附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する労働基準法第十八条第四項の規定に基づき使用者が労働者の預金を受け入れる場合の利率を定める省令第二条の規定に基づく平成十三年度以後の同令第一条第一号の下限利率	二九七
労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針	二九八
労働基準法施行規則第二十四条の二の二第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する業務	二九九

労働契約法	二九九
女性労働基準規則	二九三
年少者労働基準規則	二九三
事業附属寄宿舎規程	二九三
建設業附属寄宿舎規程	二九三
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法	二九三
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一 部の委任等に関する政令	二九三
労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則	二九三
賃金の支払の確保等に関する法律	二九三
賃金の支払の確保等に関する法律施行令	二九三
賃金の支払の確保等に関する法律施行規則	二九三
労働安全衛生法	二九三
労働安全衛生法施行令	二九三
労働安全衛生法関係手数料令	二九三
労働安全衛生規則	二九三
労働安全衛生規則第五条第三号の厚生労働大臣が定める者	二九三
石綿による健康被害の救済に関する法律	二九三
石綿による健康被害の救済に関する法律施行令	二九三
厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則	二九三
じん肺法	二九三

労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置及び関係政令の整備に関する政令（抄）	三三五
じん肺法施行規則	三三六
最低賃金法	三三七
最低賃金法施行規則	三三八
家内労働法	三三九
家内労働法施行規則	三四〇
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	三四五
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	三五六
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則	三五七
労働者に対する性別を理由とする差別の禁止等に関する規定に定める事項に關し、事業主が適切に対処するための指針	三五六
事業主が職場における性的な言動に起因する問題に關して雇用管理上講ずべき措置についての指針	三七四
妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針	三七九
深夜業に從事する女性労働者の就業環境等の整備に関する指針	三八〇
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	三八一
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則	三八二

第十編 職業安定関係

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	三八一
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行令	三八二
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則	三八三
職業安定法	三八四
職業安定法施行令	三八五
職業安定法施行規則	三八六
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	三八七
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	三八八
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	三八九
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	三九〇
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（抄）	三九一

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	三五〇三
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に 関する省令(抄)	三五五
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律	三五七
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	三五九
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令	三五四
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則	三五四
障害者の雇用の促進等に関する法律	三五七
障害者の雇用の促進等に関する法律施行令	三五六
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則	三五九
地域雇用開発促進法	三六一
地域雇用開発促進法施行規則	三六四
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	三六七
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令	三六三
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行規則	三六四
中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく委託募集に関する省令	三六五
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	三六六
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行令	三六〇
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則	三六一
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	三六六
短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則	三六七
事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針	三六三
職業能力開発促進法	三六五
第十一編 労働保険関係	
労働者災害補償保険法	三六五
労働者災害補償保険法施行令	三七一
労働者災害補償保険法施行規則	三七二
労働大臣が定める額を定める件	三七六
労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件	三七六
労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件	三七六
労働者災害補償保険特別支給金支給規則	三七六
雇用保険法	三七八一
雇用保険法施行令	三八四
雇用保険法施行規則	三八五
雇用保険法第三十八条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める時間数	三八六

雇用保険法第十七条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める賃金日額の算定の方法……………四〇六

雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件……………四〇三

雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件……………四〇三

雇用保険法第六十一条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるみなし賃金日額の算定の方法……………四〇三

雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件……………四〇三

労働保険の保険料の徴収等に関する法律……………四〇三

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令……………四〇五

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則……………四〇五

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十四条の厚生労働大臣が指定する事業……………四〇九

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十三条第二項第一号ただし書の規定に基づく事業の種類及び物……………四〇九

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（抄）……………四〇九

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（抄）……………四〇九

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（抄）……………四〇九

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十九条第二項の厚生労働大臣の定める率……………四〇三

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十七条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事業……………四〇四

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十七条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事業……………四〇五

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十七条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事業……………四〇六

失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第十七条第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める事業……………四〇七

第十二編 個別労働紛争解決関係

民法（抄）……………四二二

民事訴訟法（抄）……………四二二

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律……………四二二

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則……………四二三

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律……………四二三

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則……………四二三

労働審判法……………四二三

総合法律支援法（抄）……………四二三

第十三編 労働関係参考法規

労働保険審査官及び労働保険審査会法……………四二七

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令……………四二三

労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則……………四二〇
行政不服審査法……………四二一
次世代育成支援対策推進法……………四二二
次世代育成支援対策推進法……………四二三

次世代育成支援対策推進法……………四二四
次世代育成支援対策推進法……………四二五
自動車損害賠償保障法（抄）……………四二六
自動車損害賠償保障法施行令（抄）……………四二七

自動車損害賠償保障法施行令……………四二八
次世代育成支援対策推進法施行規則……………四二九
次世代育成支援対策推進法施行規則……………四三〇
自動車損害賠償保障法施行規則……………四三一

自動車損害賠償保障法施行令……………四三二
自動車損害賠償保障法施行規則……………四三三
自動車損害賠償保障法施行規則……………四三四

第十四編 社会保険労務士法関係

憲 法
日本國憲法……………三
第一編 健康保険関係

社会保険労務士法施行令……………四二〇
社会保険労務士法施行規則……………四二一
社会保険労務士法別表第二第二号3等の規定に基づく
厚生労働大臣が指定する団体……………四二二

社会保険労務士法第十三条の四の規定に基づき紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務を全国社会保険労務士会連合会に行わせることとした件……………四二三

社会保険労務士法第百二十九条第二項第二号及び第一百三十五条第三項の規定に基づき厚生大臣の指定する疾病……………四二四
健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額……………四二五

健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付……………四二六
健康保険法施行令第四十一条第九項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病……………四二七

第九編

勞動基準關係

労働基準法

昭和二年四月七日法律第 四九号
改正令和六年五月三日法律第 四三号

[目次]

- 第一章 総則（第一条～第十二条）
- 第二章 労働契約（第十三条～第二十三条）
- 第三章 賃金（第二十四条～第二十一条）
- 第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇（第三十一条～第四十一条）
- 第五章 安全及び衛生（第四十二条～第五十五条）
- 第六章 年少者（第五十六条～第六十四条）
- 第七章 妊産婦等（第六十五条～第六十九条）
- 第八章 技能者の養成（第六十九条～第七十四条）
- 第九章 災害補償（第七十五条～第八十八条）
- 第十章 就業規則（第八十九条～第九十三条）
- 第十一章 寄宿舎（第九十四条～第九十六条の三）
- 第十二章 監督機関（第九十七条～第五百五十五条）
- 第十三章 罰則（第五百五十六条～第五百六十六条）
- 附則（第五百七十七条～第五百二十一条）

の労働条件

定義	使の保障	中間控取	の禁止	男女同一 賃金の原	則	均等待遇	の決定条件
第一章 総則	公民権行	の排除	強制労働	の禁	第4条	第12条	ければならない。
第一条 労働条件は、労働者がたるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。 ② この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。	第7条	第5条	第6条	第7条	第13条	第12条	この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。
第二章 総則	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第12条
第三章 賃金	第19条	第20条	第21条	第22条	第23条	第24条	この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。
第四章 労働時間	第25条	第26条	第27条	第28条	第29条	第30条	第12条
第五章 妊産婦等	第31条	第32条	第33条	第34条	第35条	第36条	第12条
第六章 年少者	第37条	第38条	第39条	第40条	第41条	第42条	第12条
第七章 安全及び衛生	第43条	第44条	第45条	第46条	第47条	第48条	第12条
第八章 災害補償	第49条	第50条	第51条	第52条	第53条	第54条	第12条
第九章 就業規則	第55条	第56条	第57条	第58条	第59条	第60条	第12条
第十章 寄宿舎	第61条	第62条	第63条	第64条	第65条	第66条	第12条
第十一章 監督機関	第67条	第68条	第69条	第70条	第71条	第72条	第12条
第十二章 罰則	第73条	第74条	第75条	第76条	第77条	第78条	第12条
附則	第79条	第80条	第81条	第82条	第83条	第84条	第12条
第一項の賃金の総額には、臨時に支払われた	第85条	第86条	第87条	第88条	第89条	第90条	第12条

労働時間が四十時間を超えない範囲内において、当該協定（次項の規定による定めをした場合においては、その定めを含む）で定めるところにより、特定された週において同条第一項の労働時間又は特定された日において同条第二項の労働時間を超えて、労働させることができる。

一 この条の規定による労働時間により労働させることができることとされる労働者の範囲

二 対象期間（その期間を平均し一周間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をい、一箇月を超える年以内の期間に限るものとする。以下この条及び次条において同じ。）

三 特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間をいう。第三項において同じ。）

四 対象期間における労働日及び当該労働日ごとの労働時間（対象期間を一箇月以上の期間ごとに区分することとした場合においては、当該区分による各期間のうち当該対象期間の初日の属する期間（以下この条において「最初の期間」という。）における労働日及び当該労働日ごとの労働時間並びに当該最初の期間を除く各期間における労働日数及び総労働時間）

五 その他厚生労働省令で定める事項

② 使用者は、前項の協定で同項第四号の区分し当該区分による各期間のうち最初の期間を除く各期間における労働日数及び総労働時間を定めたときは、当該各期間の初日の少なくとも三十日前に、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数を代表する労働組合が、労働者の過半数を定めるところに同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働日数を超えない範囲内において当該各期間における労働日及び当該総労働時間をを超えない範囲内において当該各期間における労働日ごとの労働時間を見定めなければならぬ。

③ 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、厚生労働省令で、対象期間における労働日数の限度並びに一日及び一週間の労働時間の限度並びに対象期間（第一項の協定で特定期間として定められた期間を除く。及び同項の協定で特定期間として定められた期間における連続して労働させる日数の限度を定めることができる。）

④ 第三十二条の二第二項の規定は、第一項の協定について準用する。

〔委〕第一項第五号 厚生労働省令 則二の四及び次条において同じ。)

⑤ 第三十二条の二第二項の規定は、第一項の協定について準用する。

〔委〕第一項第五号 厚生労働省令 則二の五①②。

⑥ 第二項 第二項 第三項 厚生労働省令 則二の四③④⑤、附則六五・六六

第三十二条の二 使用者が、対象期間中の前より短い労働者について、当該労働させた期間を平均し一周間当たり四十時間を超えて労働させた場合においては、その超えた時間（第三十一条又は第三十六条第一項の規定により延長し、又は休日による労働させた時間を見除く。）の労働金額を支払わなければならない。

第三十二条の五 使用者は、日々の業務に著しい繁縝の差が生ずることが多く、かつ、これを予測した上で就業規則その他これに準ずるものにより日々の労働時間を特定することが困難であると認められる厚生労働省令で定める事業で、常時使用する労働者の数が厚生労働省令で定める数未満のものに従事する労働者について、當該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数を代表する労働組合が、労働者の過半数を定めるところに同意を得て、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働日数を超えない範囲内において当該各期間における労働日及び当該総労働時間をを超えない範囲内において当該各期間における労働日ごとの労働時間を見定めなければならぬ。ただし、当該事業場に、労働者の過半数の書面による協定があるときは、第三十二条第二項の規定にかかるわらず、一日について十時間まで労働させることができる。

② 使用者は、前項の規定により労働者に労働させの場合においては厚生労働省令で定めるところにより、当該労働させた一週間の各日の労働時間を、あらかじめ、当該労働者に通知しなければならない。

③ 第三十二条の二第二項の規定は、第一項の協定について準用する。

〔委〕第一項 厚生労働省令 則二の五①②。

④ 第二項 厚生労働省令 則二の五③。

〔委〕第一項 第二項 厚生労働省令 則二の五①②。

⑤ 第二項 第三十三条 災害等の他の避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要な限度において第三十二条から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条又は第三十六条第一項の規定により延長し、又は休日による労働させた時間を見除く。に従事する公務員及び地方公務員については、第三十二條から前条まで若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることが可能となる。

⑥ 第二項 第三十三条 災害等の他の避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その後にその時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

⑦ 第二項 第三十四条 第二項の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不適当と認めるときは、その後にその時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

⑧ 第二項 第三十四条 第二項の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不適当と認めるときは、その後にその時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

⑨ 第二項 第三十四条 第二項の規定による届出があつた場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。